



経営インサイト

管理部門担当者様にとって注目のテーマに気付きをお届けする

2022年3月

管理部門注目のイベント

- 1日 春季全国火災予防運動(~7日) 消防庁
全国山火事予防運動(~7日) 林野庁
女性の健康週間(~8日) 厚生労働省
- 3日 世界野生生物の日 環境省・経済産業省



緊急特集! 補助金申請

トラブル回避・採択率向上のために



監修者プロフィール
行政書士

加藤 健二

(かとう けんじ)

1974年、兵庫県西宮市生まれ。兵庫県立神戸商科大学商経学部卒。新卒で東証一部上場の商社に営業として入社したあと転職を経て、2006年に行政書士加藤事務所を設立。10年先を見据えた事業計画のブラッシュアップを軸とした補助金申請サポートを得意としている。

私は2006年に事務所を設立し、その後補助金の申請サポート業務を行ってきまされたが、2020年から始まったコロナ禍で、補助金に関するご相談が急増しました。正確なデータではありませんが、肌感覚として例年の3倍以上のご相談を受け続けている状況です。

とはいえ、補助金の制度を熟知している事業主からのご相談というよりも「国から補助が出るって聞いたんだけど」「申請すればお金がもらえると知り合いの経営者が言っていた」というように、漠然としたご相談が多いのも特徴です。

補助金の認知は コロナ禍で相当拡大した

補助金とは？

国や自治体が事業者の取組みをサポートするために、資金の一部を給付する制度である補助金ですが、コロナ禍を機に認知度が高まりました。ただ、「申請すればお金がもらえるもの」と漠然と認識している経営者も多く、トラブルが後を絶ちません。

今回は、補助金を受給するために重要なポイントやトラブル例などについて、行政書士加藤事務所 所長 加藤健二行政書士にお話を伺いました。

**そもそも、補助金とは
どんなものなのか**

補助金の基本的な理解を深めていただくためにも、補助金について基本的な概要をお伝えします。

補助金とは、「事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する」ものです（経済産業省）。国や自治体の政策目標に合わせてさまざまな分野で募集されるのが特徴で、コロナ禍のときには「小規模事業者持続化補助金」という補助金に「コロナ特別対応型（2020年度）」や「低感染リスク型ビジネス枠（2021年度）」という特別枠が設定されました。

補助金は融資とは違い、返済する必要がありません。しかし、申請すれば誰でも受給できるわけではなく、採択されるための審査が行われます。また、いつでも募集しているわけではなく、申請期間が決まっています。

中でも押さえておくべき重要なポイントは、補助金は後払いであるということです。例えば融資の場合は、事業計画書を金融機関に提出



して審査が通れば早い段階で資金が振り込まれ、その資金を使って事業計画を実行していくこ

とができます。

しかし補助金の場合、まずは自己資金や他社から調達してきた資金を使って事業計画を行う必要があります。実績報告を経て、補助金として、払った費用の一部が補助されるという仕組みです。

補助金に関しては、助成金に比べて申請が複雑で難しいことや、制度そのものについてしっかり理解されていないまま申請しようとする事業主が多いことから、トラブルが後を絶ちません。採択はされたものの補助金がもらえない、という事態にもなりかねないため、申請業務を外部に委託する際には注意が必要です。

**補助金は
申請して終わり
ではない**

**採択されたのに補助金が下りない？
絶対に欠かせない「実績報告」**

これまで、私の事務所にも「採択されたのに補助金が下りない」というご相談が何件も寄せられました。その理由として最も多いのは、「採択後の交付申請や報告をしていないことで、補助金が確定せず受け取ることができない」というケースです。補助金の申請から交付までの流れは、次のようになっています。

- ➡ ① 補助金を申請する
- ➡ ② 採択される（交付申請を行う）
- ➡ ③ 事業を実施
- ➡ ④ 実施した事業の実績報告
- ➡ ⑤ 補助金の交付

補助金にはさまざまな種類があります。基本的にはこの流れで進んでいきます。しかし事業主がこの流れについて把握しておらず、事業を実施した後に行わなければならない「実施した事業の内容・経費などの報告」で戸惑うケースが多いためです。

**報告が必要だと
知らなかったケースが非常に多い**

私がこれまで相談を受けた中で多かったのが、報告業務が必要であることをそもそも事業者が知らなかったケースです。

申請業務を外部に委託したときに報告業務が必要であることの説明を受けなかったため、採択されたら補助金を受給できると思っていた。しかし一向に補助金が振り込まれる気配がないため、行政書士などに相談しにきて初めて報告が必要であることを知った、という人も多くいました。

この問題の背景には、補助金申請業務が、

書類の作成業務に一切かわらない限りにおいては、行政書士以外の誰でも受託できるといえる点があります。そのため、補助金の申請業務に精通していない人までもが広く事業主に働きかけて補助金の申請を勧めるといった状況が続いているのです。

例えば、小規模事業者持続化補助金はWeb制作費も対象となる補助金ですが、「補助金が下りるから、安くWeb制作を委託することができます」といって営業をかけている制作会社も多くあります。こうした営業は、Web制作に限ったことではありません。

業務を受託する側が「補助金を使って安く済ませることが出来ます」と補助金をアピールすることは、何の問題もありません。問題は、その中に悪質な受託者が混じっていることです。

例えばものづくり補助金などは、補助事業の完了した日の属する会計年度（国の会計年度である4月～3月）の終了後5年間、この補助事業に係る事業化などの状況について報告義務が課されますが、悪質な受託者はこういったことを事業主には一切伝えません。報告業務は申請業務に比べて手間がかかるため、申請業務だけを受託できればよいと考えているからです。

事業主側としては、補助金の申請業務を委託するとなれば「補助金が交付されるまでの全ての業務」について当然任せられると考えるのですが、業務を丸投げしてしまわず、申請しようとする補助金について、



結果として、報告に必要な資料が揃わず、補助金の採択は受けていないのに受給要件を満たさないと

一定程度の基礎知識は有しておくことが重要です。

後からリカバリすることはほぼ不可能

ものづくり補助金という補助金があります。これは「中小企業等による生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する」ための補助金です。そのため、設備を設置した後にとれくらい生産性が向上したのかを検証しなければなりません。

ほかに、補助事業で建物の建設や改修を実施する場合は、工事着工前（可能であれば工事中の写真も）を撮影し、画像データを保管しておかなければなりません。これらは全て、報告時に添付が必要な資料となります。しかしそもそも報告が必要であることを知らなければ、こうしたデータの保管が必要であることも知らないわけです。

補助事業が終わった後で、設置時や納品時などの写真を撮り直すことは不可能です。また、生産性が向上したかどうかの検証も不可能でしょう。

いうトラブルが後を絶たないのです。

採択後に報告業務だけを受託してくれる専門家も中にはいますが、いくら受託してくれる専門家がいたとしても、そもそも受給の要件を満たすことができればリカバリはできません。

大きな損害を被ることがないよう、外部に補助金申請を委託する際には、必ず「報告業務まで行ってくれるのか」を確認することが非常に重要です。また、口頭で確認するだけでなく、契約書にも明記されていることを確認してください。

採択率を上げる申請書の書き方

自社で補助金申請を行う場合、採択率をできるだけ上げるためにはどのようなことに注意すればよいのでしょうか。

日常的に経営者が事業計画について考えていることが重要

採択率を上げるためにはある程度の文章力が必要なのではないか、と考える方も多いと思いますが、それよりもはるかに重要なことがあります。それは、補助金を申請しようとする事業主の思いをしっかりと文章にすることです。

専門家がいくら脚色してきれいな文章にまとめたとしても、そこに事業主の熱意が

載っていないければ、なぜか採択されないのです。「なぜこの補助事業をしたいと考えているのか」「この補助事業によって、会社は今後どのように成長すると考えているのか」こうしたことを事業者が常に考えていなければ、申請書を書いても付け焼き刃になってしまいます。

まずは、日常的に事業主が事業計画について考えていること。実は、採択率を上げるためにはこれが何よりも重要です。

売上基準額を満たしているか

補助金は国や自治体が財源です。そして、融資と違って返済する必要がありません。そうであれば、国や自治体は「補助金が適正に使われているか」ということを非常に厳しくチェックするのは当然のことです。この前提に立って、補助金の申請を行ってほしいのです。

具体的には、補助金を必ずしも満額受け取ろうと考えるのではなく、本来に必要な額を申請する。例えばものづくり補助金の「一般型」の補助額は100万円〜最大1250万円*で、補助率は中小1/2・小規模2/3となっていますが、多くの事業主があまり必要ない経費を加えて最大の1250万円を受給しようと考えています。

しかしそのような考えで申請しても、審査ではねられてしまいます。「この金額が本当に必要かどうか」に説得力がないからです。審査する側は何十件と申請書を見て

きていますから、こうした説得力に欠ける申請書はすぐに見抜かれてしまいます。

また、補助金は後払いなので、中小の場合は最大2500万円分の補助事業を計画することになりますが、実際に2500万円を手出しできるかどうか非常に重視されます。

例えば、債務超過の企業が2500万円のものづくり補助金を申請した場合を考えてみてください。まず心配なのは、「補助金が振り込まれるまで、2500万円というキャッシュを立替えられるのか」という点です。

申請書には、補助金が入金されるまで該当費用はどのように捻出するかを書く欄があります。が、「自己資金」や「金融機関から融資の決済が下りている」といった、立替えられる根拠について示す必要があります。

漠然と「金融機関から色よい返事をもたらしている」と書く事業主もいたりしますが、それでは説得力に欠けます。明確な基準はありませんが、少なくとも申請する補助金の額の2倍以上の売上規模があることが採択の目安となると考えておくといいでしょう。

2022年の補助金のトレンドは？

補助金は国や自治体の政策目標に合わせ

※ものづくり補助金【一般型・グローバル展開型】 10次締切【一般型】<通常枠> 補助金額
従業員数5人以下：100万円～750万円、6人～20人：100万円～1,000万円 21人以上：100万円～1,250万円
〔令和元年度補正・令和三年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 公募要領（10次締切分）〕〔全国中小企業団体中央会〕

て募集されるため、時期に応じたトレンドがあります。2022年は、2021年に引き続き「グリーン枠」「デジタル枠」「インボイス枠」がトレンドとして続いていくと考えられます。一方、コロナ枠は減少していくものと予想されます。

グリーン枠

ものづくり補助金（10次は2022年5月11日応募締切り）において「温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、補助上限額最大2000万円、補助率2/3の新たな申請類型」としてグリーン枠が創設されました（経済産業省）。

ものづくり補助金のほか、事業の再構築を支援する事業再構築補助金（2022年度分の詳細は未定）においても、グリーン分野で生産性向上に取組む事業者に対する特別枠として「グリーン成長枠」が設けられました（2021年度）。

デジタル枠

政府はデジタル庁を創設し、行政や教育など、国全体のデジタル化を推進しています。それに連動して社会全体のデジタル化も進めています。ものづくり補助金では「DX（デジタル・トランスフォーメーション）に資する革新的な製品・サービスの開発やデジタル技術を活用した生産プロ

セス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、補助率を2/3に引き上げた新たな申請類型」としてデジタル枠が創設されています。

インボイス枠

2023年10月から本格始動するインボイス制度ですが、インボイス制度への対応支援のため、IT導入補助金においては、2022年度も「デジタル化基盤導入枠」

デジタル枠の補助上限は750万円、1250万円となっています。

としてインボイス枠が設置されるものと考えられています。

また、持続化補助金においても同様にインボイス枠が設けられるものと予想されています。

ものづくり補助金以外の補助金においては、これから確定した情報が出てくる予定です。経済産業省の「ミラサポルス」などのサイトで最新情報を確認することができますので、これから補助金を申請しようと考えている事業主の方は、こまめにチェックするとよいでしょう。

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して**50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者**

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高-対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

出典：「事業復活支援金 概要資料」（中小企業庁）https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/assets/files/f_leaflet.pdf

詳しくは中小企業庁の特設サイトをご参照ください。

「事業復活支援金 <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>」

本紙に掲載の記事は2022年3月4日時点での情報を基に作成しております。

発行：株式会社 星和ビジネスリンク

本社：〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビル4階
TEL: (03) 5439-2370 (大代表) FAX: (03) 5439-2371

※本誌からの無断転載、コピーを禁止します。(非売品)

●お届けいたしましたのは



NISSAY

(生 22 - 1335, 法人開拓戦略室)